

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がいは、全国で約2万5,000人おり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは約1万6,000人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられています。

よって、国におかれましては、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者の高齢化が進んでいることを考慮し、早急な救済措置を講じるよう、下記の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行い、あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集するよう努めること。
- 3 旧優生保護法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官